

平成24年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成24年 6月21日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成24年 6月21日（木）9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 4番 齋藤幸廣 議員 5番 是津輝和 議員

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	14番 福田晃
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	15番 安部和子
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	定住対策課長 八幡哲
副町長 門脇裕	農林水産課長 池田高世偉
教育長 山本和博	下水道課長 村上孝三
総務課長 齋藤福昌	建設課長 井川善寿
会計管理者 村上静夫	水道課長 山崎龍一
企画財政課長 大庭孝久	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 脇田千代志	生涯学習課長 大上博人
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 山川由夫
福祉課長 池田茂良	五箇支所長 長田栄
保健課長 井川芳樹	都万支所長 高梨康二
環境課長 浅生久	総務課長補佐 野津浩一
観光課長 吉田誠	企画財政課長補佐 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸                      事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者      3人

1、町長提出議案の題目

- 報告第 1号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 1号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 承認第 2号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 3号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 4号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 5号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 6号 平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 7号 平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 8号 平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 承認第 9号 工事請負契約の締結〔西村港沖防波堤補修工事〕の専決処分について
- 議 第 55号 平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 56号 平成 24 年度隠岐の島町布施へき地診療施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 57号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 58号 隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 59号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 60号 五箇村オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例
- 議 第 61号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第 62号 指定管理者の指定について〔隠岐の島ものづくり学校〕

議 第 63 号 町道路線の認定及び変更について

議 第 64 号 工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕

## 議事の経過

**議長（池田信博）**

ただ今から、平成 24 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 3 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 4 番：齋藤 幸廣 議員、5 番：是津 輝和 議員を指名します。

### 日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の 声 を 確 認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から 29 日までの 9 日間に決定しました。

### 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

それでは、去る平成 24 年第 1 回定例会以降の議会に関する行事・会議等、主なものについて、ご報告を申し上げます。

去る平成 24 年第 1 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

3 月 16 日には、各中学校で卒業式が挙行され、卒業生の皆さんは進まれる道はさまざまであろうかと思いますが、習得された知識をもとに一層奮励され大いに活躍して頂きたいと思っております。

4月11日には、「竹島問題の早期解決を求める東京集会」が東京都永田町の憲政記念館で開催され、島根県内外から700名が参加いたしました。

本町からも、隠岐期成同盟会と竹島対策特別委員会の各位が参加いたしました。

この集会は、「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」と「日本の領土を守るため行動する議員連盟」の共同で開催されたもので、集会には、山口外務副大臣、長島首相補佐官が出席するなど、政府関係者が出席したのは初めてのことであります。また、集会では、特別決議がなされ内閣府に領土を守る部局をつくることや、国際司法裁判所への提訴と国際アピールなど6項目が特別決議され、オールジャパンでの体制で竹島問題の早期解決を図ることを確認いたしました。

4月18日には、定例の隠岐空港利用促進協議会総会が開催され出席いたしました。

5月8日には、第1回隠岐ジオパーク推進協議会総会が隠岐支庁で開催され、9月に可否判断されるユネスコの世界ジオパーク認定を目指して、地元での運動強化を図る事業計画について協議いたしました。

5月9日には、松江市で「輝け11(イレブン)しまね町村フェスティバル実行委員会」が開催され、今年は10月6日、7日の両日に開催することが決定いたしました。本町の観光産業の宣伝の場として大いに活用して頂きたいと思っております。

午後からは、島根県町村議会正副会長会議が行われ当面の事業運営等について協議いたしました。

5月11日には、隠岐島町村議会議長会総会が西ノ島町で開催され出席いたしました。総会では、平成23年度事業・決算報告、平成24年度事業計画案、予算案について協議し、承認いたしました。次に役員改選について、後任の会長につき協議した結果、副会長である私が会長の重責を仰せつかることとなりました。

また、全国離島振興市町村議会議長会の理事も併せて引き受けることになりました。

5月12日には、恒例の島祭り「しげさ踊りパレード」が開催され、議会からも議員及び事務局職員の計14名が参加いたしました。

5月16日、17日には高知県安芸市議会が視察に訪れました。対応を副議長と総務産業建設常任委員長にお願いいたしました。視察内容は、水産業振興の取り組みや観光人口、交流人口拡大への取り組みについて、現地視察や説明を執行部の協力により実施できましたことに対し感謝するところであります。

この両日、私は全国離島振興市町村議会議長会役員会が長崎県五島市であり出席しており

ました。報告事項で、離島振興法改正・延長に係る緊急要望活動について、離島振興法の改正に向けた実務者会議が大詰めを迎えていることから、離島振興及び定住の促進に対する理解と支援の要請に加え、「離島航路等に係る特別財政措置」について強く要望を行ったとの報告を受けました。その後、離島振興法改正条文（案）及び改正附則（案）について、5月18日開催の与野党実務者会議において大筋が合意されたとの情報を得たところであります。

5月24日には、隠岐の島町観光協会総会と議会運営委員会が開催されました。平成23年度事業報告、決算の承認と平成24年度事業計画・予算案の審議に続き、役員改選が行われ、会長に横地龍男氏が就任いたしました。午後には開催された議会運営委員会では、6月定例会の日程等について執行部と協議を行いました。

5月29日、30日には、第37回町村議会議長、副議長全国研修会が東京都で開催され出席いたしました。今後の町村議会のあり方と自治制度を主題に1日目は、事例発表とシンポジウムが開催され、2日目には、「日米文化比較論」「議員の健康管理術」について、著名な方々の講演がありました。これに併せて、島根県町村議会議長会第1回臨時総会が開催され、決算認定、補正予算の専決報告がありました。また、副会長の補欠選任については、奥出雲町議会議長の福本修氏が就任いたしました。

6月6日には、第7回西郷みなとオアシス協議会があり出席をいたしました。

6月7日には、平成24年度島後地区防犯連合会総会に出席いたしました。総会では、島根被害者サポートセンターの活動協力について、事件・事故等の被害者やその家族・遺族に対して各種の支援活動を行っており、今後も支援活動を行うため新規賛助会員の獲得を呼びかけていますので、皆様のご支援をお願いいたします。

6月14日には、議会運営委員会が開催され、一般質問通告書の点検や町長追加提出議案などについて審議いたしました。

6月15日には、第3回隠岐の島町農政会議総会に出席いたしました。総会では、「TPPをめぐる情勢について」と題し、島根県農業協同組合中央会営農地域対策部の岡田氏より貴重な記念講演がありました。

6月17日には、第7回隠岐の島ウルトラマラソンが開催されました。今年は、941名のエントリーがあり、中でも注目したのは、隠岐の島町に縁のある50キロの部に参加した川内選手です。今回は見事にトップでゴールしました。この大会も回を追うごとに参加者が増え、一大イベントとして定着してきたように感じます。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に

応じご覧下さい。

最後に、5月24日の議会運営委員会までに2件の要望・陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で「諸般の報告」を終わります。

#### 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

平成24年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も鮮やかさを増しまして、すがすがしい季節となつてまいりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、何よりでございます。

本日は、平成24年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を頂き誠にありがとうございます。

本議会は、平成24年度一般会計及び特別会計の補正予算、それから条例の一部改正、そして工事請負契約の締結など20件の諸議案を上程させて頂いております。

どうか、十分にご審議を頂きまして、私ども執行部に適切なご指導を賜われますように、何卒よろしくお願いを申し上げます。

私ごとで甚だ恐縮ではございますが、行政報告を申し上げます前に、少し時間を頂きましてお詫びを申し上げさせて頂きたいと思っております。

私の日頃の暴飲・暴食・不摂生が祟りまして、5月初めに急遽、隠岐病院に入院をすることになりました。5月9日に緊急入院をいたしまして、そしてちょうど1か月でございますが、今月8日に退院をさせて頂きましたが、たまたまこのことが新聞紙上に載ったようでございまして、町民の皆様方、議員の皆様方にも大変ご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げたいと思っております。

おかげで1か月入院をいたしまして、今月8日の日に夕方退院をいたし11日から出勤をさせて頂いておりますが、何とか元のように元気・回復することができまして、こうして議会の皆様方の前に立つことができたことを大変喜んでおりますが、任期いっぱい、精一杯、頑張りたいとこのように考えておりますので、引き続きご支援を頂きますようお願いを申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「平成24年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、新隠岐病院の竣工及び移転につきましてご報告を申し上げます。去る4月14日に小室衆議院議員、溝口島根県知事を始め、関係者の皆様方約120名の方々に出席を頂きまして、完成記念式典を開催し、主催者として出席をさせて頂いたところでございます。

また、翌15日には、町民の皆様方への新病院見学会を開催をさせて頂きましたが、1,200名にのぼります多数の町民の皆様方にお出かけを頂き、その関心の高さを伺わせるものでございました。

そして、4月27日から月末にかけて、引越しをいたしまして、5月1日より新病院での診察を開始させて頂いたところでございます。

当初、予定をいたしておりました電子カルテシステム、あるいは患者様の受付システム、新規の医療機器等の導入によります混雑も多少はあったようではございますが、ほぼ順調に新病院への移行が行われたというように伺っているところでございます。

この後は、旧病院の解体工事・外構工事の施工によりまして、駐車場など患者の皆様方はもとより町民の皆様方に、今しばらくご迷惑、或いはご不便をおかけいたすこととなりますが、ご理解を頂きたいと思います。

本町といたしましても、隠岐病院が引き続き隠岐医療圏の中核病院にふさわしい医療機能を確認し、町民の皆様や患者の皆様方の立場に立った、医療サービスの提供ができますように隠岐広域連合を支援してまいりたい、このように考えておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、光ファイバー通信網施設の利用状況につきまして、ご報告を申し上げます。昨年2月から供用開始をしましてまいりました光ファイバー通信網施設利用者数は、本年4月末現在で2,550件となっております。事業計画時の目標数でございました全世帯の35パーセント、2,576件の目標をほぼ達成をいたしましたかと存じます。

今後は、テレビ電話での高齢者の見守りや観光地での無料インターネットサービスの提供など、行政サービスの活用に向けまして検討を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、隠岐文化学院幼稚園の閉園につきましてご報告を申し上げます。

昭和41年から本町で唯一の幼児教育を担って頂いておりました文化学院幼稚園が、いよいよ閉園することになりまして閉園式が3月24日に行われました。

当日の閉園式には、園児の皆さんや卒園者、保護者の方々約 140 名が出席をし、音楽演奏を楽しんで頂いたり、思い出話に花を咲かせたりしながら、約 50 年の歴史に幕が降ろされました。

この場をお借りをいたしまして、中川理事長の長年のご労苦に対し心から敬意を表しますとともに深く感謝を申し上げたいと存じます。

次に、町民憲章制定記念式典につきまして、ご報告を申し上げます。

去る 3 月 25 日、隠岐島文化会館におきまして、隠岐の島町民憲章記念式典を開催させていただきました。

この町民憲章は、町民の皆さんがお互いに尊重し合い、心をつにして快適で住みよい生活を営むことができ、町への愛着と誇りを持ち、町民の皆様方自らが主体となって心豊かなまちづくりを進めていく上での心のよりどころとなり、生活の道しるべとなるものとしたしまして、昨年 10 月 1 日に制定をいたしたところでございます。

当日は、約 300 名の出席者のもと、町民憲章のパネルを町民の皆様方を代表いたしまして、島後小中学校校長会長の佐々木会長様に贈呈をさせていただきました。

その後、本町の名誉町民でございます砂原秀遍様に「古いままで新しい文化」と題しまして、記念講演をお願いいたしたところでございます。

次に、暴力団排除に関する合意書調印式について、ご報告を申し上げます。

去る 4 月 5 日、本町の安全安心なまちづくりに資してまいりますため、本年 4 月に制定をさせていただきました「暴力団排除条例」及び「暴力団等排除措置要綱」に基づきまして、本町が発注いたします工事等の契約から暴力団の介入を排除する措置を行う必要が生じたため、町長と隠岐の島町警察署長がお互いに連絡協議する体制の確立に関する合意書に調印をさせていただきますところでございます。

次に、先ほどもお話しがございました、竹島領有権の早期確立に関する取り組みについて、ご報告を申し上げます。

去る 4 月 11 日、東京の憲政記念館におきまして、国会議員有志の方々によります「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と、そして「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」の主催によります「竹島問題の早期解決を求める東京集会」が開催されました。700 人を超える参加者がございました。

隠岐からは、竹島領土権確立隠岐期成同盟会、本町議会の竹島対策特別委員会そして地元五箇地区の関係者の皆様方など 21 名が参加をいたしております。集会では、「2 月 22 日の竹

島の日を閣議決定し、オールジャパンの体制で竹島問題の早期解決を図ること」など6項目の「竹島問題の早期解決を求める特別決議」も採択されまして、5月17日に領土議連の山谷えり子会長から政府へ提出されたとの報告を頂いたところでございます。

次に、隠岐ジオパーク推進協議会の取り組みにつきまして、ご報告を申し上げます。

去る5月8日、隠岐ジオパーク推進協議会の総会が開催をされまして、世界ジオパーク認定までのスケジュールと取り組みについての報告及び事業計画について協議が行われたところでございます。

事務局の体制では、外国語に対応する職員につきまして、募集いたしましたがい応募がございませんでしたことから、急遽、国際交流員を本町で採用し、推進協議会に配置をいたしましたことや、海士町から新たに職員が駐在されましたことなど事務局の組織強化を図ることといたしました。

また、5月12日から15日にかけて、長崎県島原市において、第5回ジオパーク国際ユネスコ会議が開催をされました。本町から山本教育長、隠岐支庁から山下県民局長及びジオパーク推進協議会の職員など関係者が出席をいたしましたところでございます。

会期中、隠岐ジオパーク担当の審査員と打ち合わせをすることができ、世界認定に係ります現地審査を7月11日から14日にかけて実施することが、もう既に決定しております。

まずは、現地審査当日の受け入れ体制を確認し万全を期してまいりますとともに、普及啓発活動及び受け入れ基盤の整備など島根県の支援を頂きながら、島前3町村及び事務局と連携して取り組んでまいりたいと存じます。

次に、大相撲の郷土力士関係につきまして、ご報告を申し上げます。

去る5月26日に、隠岐の海関の兄弟子にあたります、昨年5月に既に引退をされました大相撲の元関脇北勝力関・谷川親方の断髪式が両国国技館で行われまして、私の代理といたしまして副町長に出席をお願いいたしましたところでございます。

ご承知のように現在は、隠岐の海関が部屋頭として活躍をしており、八角部屋の隠岐合宿につきまして、昨年に引き続き今年も名古屋場所終了後の7月26日から8月1日までの7日間の日程で開催されることになっております。

本年度は、新隠岐病院開院祝賀奉納第14回隠岐古典相撲大会と開催日がちょうど重なりますことから、昨年に倍しましての大きな賑わいになるのではないかと、このように期待を申し上げているところでございます。

詳細につきましては、今後町民の皆様方にもお知らせをしてみたいと存じますので、

その節にはまた、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、全国離島振興協議会の総会、並びに関係諸会議につきましてご報告を申し上げます。

去る、5月30日に東京都の全国町村会館におきまして、全国離島振興協議会通常総会が開催をされまして、現行の離島振興法が、これもご紹介ございましたが、平成25年3月末をもって失効いたしますことから、全国離島振興協議会といたしまして、新たな離島振興法の成立に向け特別決議等を行い要望活動を行ったところでございます。

また、本年4月に高野宏一郎前会長が佐渡市長を退任されましてから会長職が空席となっておりましたが、この度長崎県壱岐市の白川博一市長が新会長に選任をされました。残任期間を努められることとなっておりますので、ここでご報告を申し上げておきたいと思っております。

次に、5月17日、島根県防犯連合会総会が開催され、私が引き続き副会長を努めることとなっております。

また、5月24日には、隠岐の島町観光協会総会が開催されまして、任期満了に伴います役員改選が行われ、会長には、私の後任といたしまして、新たに横地龍男氏が就任をなされました。

この他、先日中旬には、関西隠岐人会総会及び米子隠岐同友会総会が開催され、これにも出席をさせて頂いております。

次に、ウルトラマラソンの開催につきまして、ご報告を申し上げます。

去る6月17日に恒例となっております「隠岐の島ウルトラマラソン大会」が開催されましたので、その状況についてご報告を申し上げます。

平成17年に新町誕生を記念して、第1回大会を開催をさせて頂きました本大会も、今年で第7回目を迎えることとなり、回を重ねてまいりますごとにエントリー数が増えてまいりました。始めは540名からスタートいたしました。実際にエントリー数でいうと941名と実に400人もこの間に増えたということで、大変盛況になってまいっております。今年は全国から最終的には874名が参加をいたしまして、エントリー数は少し減っておりますが盛大に開催をされたところでございます。

また、本大会も1,000名を超える大勢のボランティアの皆様方のご協力や、各地域の沿道におけます各集落でのあたたかいご声援、おもてなしなど、町民の皆様方が一体となりました大会運営によりまして、参加された皆様方から高い評価を頂いたところでございます。

今後、町民の皆様方との強い連携のもとに、更なる交流の輪を広げてまいりまして、隠岐の島の誇れるひとつのイベントといたしまして定着させてまいればよいと、このように

考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「フジドリームエアラインズのチャーター便運航」につきまして、ご報告を申し上げます。

来たる7月10日と7月12日に静岡市に本社を置いております、株式会社フジドリームエアラインズによります、名古屋小牧空港と隠岐空港を結ぶチャーター便の運航が既に決定をいたしております。

使用機材は、エンブラエル社の76人乗りの小型ジェット機の予定でございます。7月10日には小牧空港から隠岐への観光ツアー客が2泊3日の旅で訪れてまいります。到着時には歓迎セレモニーでお迎えをいたしたいとこのように考えております。

また、隠岐空港からは折り返しの便によりまして、名古屋周辺2泊3日の観光ツアーに隠岐島民の皆様方を乗せ出発をし、12日にはそれぞれのツアー客が復路便として利用をいたしたいと思っております。

株式会社フジドリームエアラインズでは、このようなことから9月にも名古屋から観光ツアー用チャーター便の運航をもう既に計画をいたしてありまして、これが実現すれば中部圏から約660名の誘客が期待できますことから、今回のチャーター便で実績をつくらせて頂きまして、次の段階へとつなげてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、レインボー2の譲渡につきまして、ご報告を申し上げます。

レインボー2につきましては、ご案内のように平成25年12月で退役することが既に決定をいたしてありまして、これの売却の交渉結果といたしまして、韓国に本社がございます「株式会社大亜高速海運」に、価格2億2,300万円で譲渡をすることに決定をすることが去る3月22日の隠岐振興取締役会で確認をされております。そして、去る13日の取締役会におきまして、来年5月にこの内容で契約を締結するという覚書を本年度中に交わすことが確認をされましたので、ご報告を申し上げます。

続きまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきます関係法人の経営状況を説明する書類について、ご説明を申し上げます。

隠岐の島町土地開発公社と財団法人隠岐の島町農業公社、財団法人隠岐の島町教育文化振興財団、そして、株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を本議会に提出いたしますため、去る6月13日、隠岐の島町議会議長にそれぞれの法人の決算書類等を提出させて頂いております。

内容につきましては、各常任委員会におきまして担当課から説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

なお、株式会社あいらんどの経営状況に関する書類につきましては、都合によりまして第3回議会定例会の際に提出をさせて頂きたいと思ひますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

以上、少し長くなりましたが主な事項につきましてご報告を申し上げましたが、3月の定例会以降、私が出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載をいたしておりますので、どうぞご参照頂きたいと存じます。

以上をもちまして、私の行政報告を終らせて頂きたいと思ひます。

**議長（池田信博）**

以上で「行政報告」を終ります。

#### **日 程 第 5、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成23年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から議第64号「工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」までの20件を一括して議題といたします。

#### **日 程 第 6、提案理由の説明**

ただ今議題となりました20件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

**番外（町長 松田和久）**

本日ご提案を申し上げます諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号の「平成23年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

平成23年度予算のうち、一般会計の西郷中学校耐震改修事業など7事業につきまして、別紙の繰越明許費繰越計算書のとおり、平成24年度に明許繰越をすることといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

続きまして、承認第1号から承認第7号までの7議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございますが、それぞれの会計につきまして、去る3月30日に地方自治法第179条第1項の規定を適用をし、専決処分を行っております。

また、承認第8号の議案につきましては、平成24年度一般会計におきまして、4月3日

の暴風と高波により被害を受けました公共施設修繕のための経費を、4月20日に地方自治法第179条第1項の規定を適用いたしまして専決処分を既に行っておりますので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、併せて承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号の「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2億6,552万3千円の減額でございます。補正後の予算額を179億8,137万9千円といたしております。

補正の主な内容でございますが、次期超高速船導入及び新隠岐病院建設費等の確定によります隠岐広域連合負担金の減額や、生活保護費の実績によります減額など各事業の確定によります補正を専決させて頂いております。

歳入におきましては、事業確定によります国・県補助金、町債等の減額もございまして、特別交付税の額の決定により新たな財源が捻出されましたことから、後年度交付税措置のない公営住宅整備事業債の借入れを見送ったことによります町債の減額補正もいたしているところであります。

従いまして、町債の確定に伴いまして、町債の借入限度額を定めております「地方債の補正」も併せて補正させて頂いたところであります。

次に、承認第2号の「平成23年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、5,213万2千円の減額でございます。補正後の予算額を19億229万6千円といたしております。

補正の主な内容でございますが、療養給付費及び出産育児一時金等を実績により減額補正をいたしまして、歳入では、高額共同事業交付金を増額し、一般会計及び財政調整基金から繰入金減額補正をいたしております。

次に、承認第3号の「平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、64万4千円の追加でございます。補正後の予算額を9,010万9千円といたしました。

補正の内容は、衛生材料費等の実績によりまして増額補正をし、歳入では、診療収入等の増額により一般会計からの繰入金を減額いたしました。

次に、承認第4号の「平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別

会計補正予算（第3号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、10万円の減額でございまして、補正後の予算額を1億6,194万円といたしております。

補正の内容は、超音波診断装置購入費の確定によりまして減額補正をいたしまして、歳入では診療収入の減額により、事業勘定からの繰入金を増額補正いたしたところでございます。

次に、承認第5号の「平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、125万円の追加でございまして、補正後の予算額を1億6,506万5千円といたしております。

補正の主な内容は、人件費等を実績によりまして減額をいたし、衛生材料費を実績によって増額補正をいたしました。歳入では、診療収入等を増額し、一般会計からの繰入金等を減額補正をいたしております。

次に、承認第6号の「平成23年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、519万7千円の減額でございまして、補正後の予算額を4億7,085万6千円といたしております。

補正の主な内容は、施設管理費及び施設整備費等を実績によりまして減額補正をし、財政調整基金積立を増額補正いたしました。歳入では、使用料や、繰入金及び町債を減額補正いたしております。

また、地方債の額の確定によりまして、町債の借入限度額を定めます「地方債の補正」を行っております。

次に、承認第7号の「平成23年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2,639万8千円の減額でございまして、補正後の予算額を9億2,214万1千円といたしております。

補正の主な内容は、公共下水道施設整備費、市町村設置浄化槽施設整備費及び漁業集落排水施設整備費の事業費を実績によりまして減額補正をし、歳入では、県補助金及び町債を減額補正をいたします。

また、地方債の額の確定によりまして、町債の借入限度額を定めます「地方債の補正」を行っております。

次に、承認第 8 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出の補正額は、2,000 万円の追加でございます。補正後の予算額を 150 億 5,000 万円といたしております。

この補正は、4 月の大風によりまして地区集会所や学校施設等の公共施設が被害を受け、その修繕が急を要しますため 4 月 20 日専決をさせて頂いております。

次に、承認第 9 号の「工事請負契約の締結〔西村港沖防波堤補修工事〕の専決処分について」ご説明を申し上げます。

西村港の沖防波堤につきましては、波浪によりましてケーソン内部が洗掘され空洞化となっております。そういった状況から早期に修復工事を行い、防波堤の機能保全を図る必要が出てまいりました沖防波堤でございます。海上工事となりますことから、波の穏やかなこの時期に施工しなければなりませんことから、早期での発注の必要が生じた工事の請負契約の締結につきまして、4 月 25 日に専決処分をさせて頂いたところでございます。

続きまして、議第 55 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、1 億 5,054 万 2 千円の追加でございます。補正後の予算額を 152 億 54 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、町道の整備事業で国庫補助金の社会資本整備総合交付金に追加配分がございました。中町中条線改良事業等の増額補正、観光振興のため冬季の誘客を図るための増額補正、また、世界ジオパーク認定に向けまして、環境整備のために新たに緊急雇用をすることが生じたための経費等が補正されております。

これらの財源につきましては、国・県補助金等の特定財源の他、地域活性化のために地域振興基金を取り崩し充当させて頂いております。

また、事業費の増額に伴います新たな町債の充当が必要となりましたことから、借入限度額を定めます「地方債の補正」も併せて行わせて頂きます。

続きまして、議第 56 号の「平成 24 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、114 万 2 千円の追加でございます。補正後の予算額を 4,554 万 2 千円とするものでございます。

補正の内容は、待合室等のエアコンの取替えでございます。財源につきましては、繰越金

を充当しております。

詳細につきましては、この後、副町長より説明をさせて頂きたいと思っております。

次に、議第 57 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号）」の公布に伴いまして、一部改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容は、町民税の申告に関し公的年金等を受給されておられます方の寡婦（寡夫）控除につきましては、平成 26 年 1 月 1 日以降から源泉徴収時に控除されるよう改正されていますことから、申告すべき項目の中から寡婦（寡夫）控除を除くように条文の修正を行う必要が出てまいりましたことや、町たばこ税に関しまして、平成 25 年 4 月 1 日以降に売り出されるたばこの税額を、現行 1,000 本あたり 4,618 円を 644 円増額をいたしまして 5,262 円に増額をさせて頂くことなどがございます。ただし、このたばこ税に関しましては、この増額分が県たばこ税の減額分と同額になりますので、税の総額については変更はございません。

また、附則におきまして、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源に係る地方税の臨時特例に関する法律」の公布に伴いまして、個人の町民税の均等割を平成 26 年度から 10 年間に限り、現行の税率に 500 円を加算させて頂くことや、固定資産税の負担調整措置に係る特例措置期間の年限を、本年より 3 か年間延長することなどの改正を行うものでございます。

議第 58 号の、「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」につきましては、所得税法の一部改正規定の施行に伴い改正が必要となったものでございます。

平成 22 年度税制改正大綱におきまして、年少扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分の加算が廃止されましたことにより、福祉医療費助成事業に影響が生じることになりますため対応を行うものでございます。

これによりまして、廃止前と同様の加算ができることとするものでございます。

次に、議第 59 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」につきましては、公営住宅法の改正によりまして一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、今まで入居の条件でございました同居親族がいるという義務要件が廃止されまして、寄り合い世帯及び単身での入居が可能となりましたが、本町におきましては、従来どおり同居者の場合は親族であることを条件とするものでございます。

次に、議第 60 号の「五箇村オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止す

る条例」につきましては、平成 16 年の町村合併時に例外措置として、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものとして引き続き施行しておりました条例を、廃止するものでございます。

まず、「五箇村オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、合併後に防災行政無線に統一するため、各世帯に戸別受信機が設置されるまでの間、暫定施行といたしまして、この度全て統一されましたのでこれを廃止させて頂くものであります。

次に、「布施村定住者促進条例」につきましては、村営住宅の家賃助成を合併の年度末で打ち切ることとし、それまでは暫定施行としておりしたので、これを廃止させて頂くものであります。

次に、「都万村かけだし条例」につきましては、定住対策として企業などに事業資金の貸付を行ってありまして、その貸付金の償還が終わるまでは暫定施行としていましたので、これが終了になりましたので今回廃止するものであります。

次に、「西郷町環境審議会条例」につきましては、平成 16 年 12 月に制定をいたしました「隠岐の島町環境保全条例」の中に環境審議会の設置等に関する規定が定められておりますので、旧条例を廃止とするものでございます。

次に、議第 61 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」につきましては、児童福祉法の改正により、施設の名称が「知的障害児施設」から「福祉型障害児入所施設」に変更されたことによりまして所要の変更を行うものでございます。

次に、議第 62 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島ものづくり学校〕」ご説明を申し上げます。

本町が設置をしております「隠岐の島ものづくり学校」の管理運営を、指定管理者に行わせることとし、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本施設は、ご案内のように新たな産業の育成と、雇用の創出及び都市部との交流の促進を目的として建設されたものでございまして、その目的、性格及び業務内容などから、東京の「世田谷ものづくり学校」において同様の事業を展開をし、管理運営に関するノウハウを十分に取得をしておられます「株式会社ものづくり学校」を当該施設の指定管理者として選定したいものでございます。

なお、指定管理者候補者の選定理由につきましては、配付をいたしました資料に掲載をさせて頂いておりますので、ご覧を頂きたいと存じます。

次に、議第 63 号の「町道路線の認定及び変更について」ご説明を申し上げます。

今回、認定する路線及び変更いたします路線は、宮の前町営住宅の建て替えに伴います、下西小学校跡地に建設をいたします町営住宅の敷地内の道路でございますが、同敷地内を經由いたします磯 69 号線及び磯 80 号線の起終点を変更いたしますとともに、新たに磯 300 号線から磯 303 号線までの 4 路線を認定させて頂くものでございます。

次に、議第 64 号の「工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」でございますが、去る 6 月 6 日、11 業者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社竹田組様が落札をいたしましたので、同社と契約金額 6,090 万円で工事請負契約を締結いたしたく議決を求めらるるものでございます。

以上、20 件の諸議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、何卒、慎重ご審議を頂き、適切にご決定を賜わりますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明に代えさせて頂きたいと思っております。

**議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ただ今より 10 分間の休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 25 分 ）

**議長（池田信博）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 35 分 ）

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10 時 35 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10 時 35 分 ）

**議長（池田信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 05 分 ）

## 日 程 第 7、休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日、6 月 22 日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月25日、月曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 11時05分 )

以 下 余 白